

## 令和4年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

### 1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、78都道府県市（都道府県、20指定都市、11児童相談所設置市）及び3国立施設（令和4年度末現在）を対象に、令和4年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 令和4年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は422件であった。令和4年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（令和3年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県等において虐待の事実が認められた件数は145件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が77件（53.1%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が30件（20.7%）、「障害児入所施設等」が26件（17.9%）、「乳児院」が4件（2.8%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が4件（2.8%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が80件（55.2%）、「心理的虐待」が47件（32.4%）、「性的虐待」が14件（9.7%）、「ネグレクト」が4件（2.8%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は282人であった。児童の性別は、「男子」が156人（55.3%）、「女子」が126人（44.7%）である。就学等の状況は、「小学校等」が110人（39.0%）、「中学校等」が75人（26.6%）、「高等学校等」が43人（15.2%）、「就学前」が46人（16.3%）等であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

## 2 令和4年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

### (1) 各都道府県市への届出・通告について

#### ① 届出・通告数

- 令和4年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は437人であり、届出・通告の受理件数は422件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が146人(33.4%)、「児童等本人」が114人(26.1%)、「家族・親戚」が52人(11.9%)、「児童相談所」が41人(9.4%)、「学校・教育委員会」が11人(2.5%)等であった。

(単位:人、%)

	児童等本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	児童相談所	児童家庭支援センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園等	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	114	8	52	146	6	41	0	11	8	3	0	11	3	25	9	437
割合	26.1	1.8	11.9	33.4	1.4	9.4	0.0	2.5	1.8	0.7	0.0	2.5	0.7	5.7	2.1	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数422件と一致しない。

#### ② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が235件(55.7%)、「都道府県等の担当部署」が178件(42.2%)等であった。

(単位:件、%)

	都道府県等の福祉事務所	児童相談所	都道府県等の担当部署	都道府県等児童福祉審議会	市町村	合計
件数	2	235	178	2	5	422
割合	0.5	55.7	42.2	0.5	1.2	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例522件（令和3年度以前からの継続事例100件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は497件、「事実確認を行っていない事例」は25件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は145件（27.8％）であった。

(単位:件、%)

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	145	286	66	497	0	25	522
うち令和4年度分	117	223	57	397	0	25	422
うち令和3年度以前分	28	63	9	100	0	0	100
割合	27.8	54.8	12.6	95.2	0.0	4.8	100.0

※ 割合は全体件数から算出。

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例145件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が77件（53.1％）、「里親・ファミリーホーム」が30件（20.7％）、「障害児入所施設等」が26件（17.9％）、「乳児院」が4件（2.8％）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が4件（2.8％）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設77件のうち、本園内ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、37件であった。

ア 施設等種別内訳

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	4	77	1	3	30	26	4	145
割合	2.8	53.1	0.7	2.1	20.7	17.9	2.8	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	障害児入所施設等
20人以上	13	0	0	16
13人～19人	3	0	0	3
12人以下	10	0	0	4
本園内ユニット7(8人以下)	37	1	3	3
地域分園型ユニット7(8人以下)	14	0	0	0
合計	77	1	3	26

② 自治体等別

○ 78自治体中、46自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	事実確認件数	虐待事例数	都道府県	事実確認件数	虐待事例数	都道府県	事実確認件数	虐待事例数
北海道	21	4	大阪府	43	3	川崎市	15	2
青森県	8	0	兵庫県	2	2	相模原市	2	1
岩手県	5	3	奈良県	2	0	新潟市	1	1
宮城県	1	0	和歌山県	12	5	静岡市	3	1
秋田県	1	1	鳥取県	4	1	浜松市	0	0
山形県	4	1	島根県	4	0	名古屋市	15	12
福島県	2	0	岡山県	7	6	京都市	3	1
茨城県	1	1	広島県	2	0	大阪市	52	3
栃木県	7	4	山口県	3	0	堺市	2	0
群馬県	6	2	徳島県	0	0	神戸市	2	1
埼玉県	5	2	香川県	1	1	岡山市	2	1
千葉県	3	3	愛媛県	6	0	広島市	2	0
東京都	53	29	高知県	23	5	北九州市	2	0
神奈川県	10	2	福岡県	7	4	福岡市	10	1
新潟県	7	3	佐賀県	15	1	熊本市	10	1
富山県	1	0	長崎県	5	0	横須賀市	1	0
石川県	1	0	熊本県	12	3	金沢市	3	3
福井県	4	0	大分県	7	3	明石市	0	0
山梨県	2	0	宮崎県	2	2	奈良市	1	0
長野県	5	2	鹿児島県	7	0	世田谷区	1	0
岐阜県	7	0	沖縄県	4	4	江戸川区	1	0
静岡県	12	0	札幌市	7	4	荒川区	0	0
愛知県	7	3	仙台市	2	2	港区	0	0
三重県	3	0	さいたま市	2	2	中野区	0	0
滋賀県	3	2	千葉市	1	0	板橋区	4	2
京都府	2	2	横浜市	3	2	豊島区	0	0
			国立	1	1	合計	497	145

※ 令和4年度に確認等を行った事例の件数(令和3年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
件数	80	14	4	47	145
割合	55.2	9.7	2.8	32.4	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた145件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は282人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	合計
人数	156	126	282
割合	55.3	44.7	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	28	80	114	60	282
割合	9.9	28.4	40.4	21.3	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労中・無職等	不明	合計
人数	46	110	75	43	1	1	6	282
割合	16.3	39.0	26.6	15.2	0.4	0.4	2.1	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた145件の事例について、虐待を行った職員等(里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。)の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、145件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は188人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「怒りのコントロール不全」、次いで「衝動性」や「養育技術の低さ」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	45	42	34	44	16	7	188
割合	23.9	22.3	18.1	23.4	8.5	3.7	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	不明	合計
人数	85	43	35	12	5	8	188
割合	45.2	22.9	18.6	6.4	2.7	4.3	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人(%) )

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	71 (37.8%)	60 (31.9%)	76 (40.4%)	50 (26.6%)	69 (36.7%)
なし	53 (28.2%)	60 (31.9%)	52 (27.7%)	64 (34.0%)	57 (30.3%)
不明	64 (34.0%)	68 (36.2%)	60 (31.9%)	74 (39.4%)	62 (33.0%)
合計	188 (100.0%)	188 (100.0%)	188 (100.0%)	188 (100.0%)	188 (100.0%)

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した時間は「余暇時間」、「食事時間」が多い。

発生場所については、リビング等の共用場所や居室（個室）において多く起きている。

ア 発生時間

時間	件数
0:00～( 5:00)	6
5:00～( 6:00)	0
6:00～( 7:00)	6
7:00～( 8:00)	9
8:00～( 9:00)	6
9:00～(10:00)	2
10:00～(11:00)	3
11:00～(12:00)	5
12:00～(13:00)	6
13:00～(14:00)	2
14:00～(15:00)	4
15:00～(16:00)	9
16:00～(17:00)	9
17:00～(18:00)	9
18:00～(19:00)	13
19:00～(20:00)	9
20:00～(21:00)	14
21:00～(22:00)	5
22:00～(23:00)	0
23:00～(24:00)	1
合計	118

※不明 27

イ 日課

日課	件数
起床時	6
食事時間	19
登下校・保育所等送迎時	3
運動・スポーツ時間	2
余暇時間	46
行事・イベント時	2
買い物等外出時	3
無届外出時	2
清掃時間	1
学習時間	3
入浴・排せつ時	4
就寝時間	15
その他	27
合計	133

※不明 12

ウ 場所

場所	件数
居室（個室）	45
リビング等の共用場所	72
調理室（台所）	0
浴室	3
トイレ	1
医務室・静養室	0
相談室等の専用室	1
事務室・職員室	3
宿直室	1
車内	0
施設等内の他の建物	5
施設等内の庭・運動場等	4
施設等の外	5
合計	140

※不明 5

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は78件（53.8%）であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は17件（11.7%）であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は75件（51.7%）であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は7件（4.8%）であった。

ア 虐待の期間

（単位：件、%）

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	78	9	20	17	21	145
割合	53.8	6.2	13.8	11.7	14.5	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	常時	不明	合計
件数	75	11	5	1	2	0	0	0	0	7	7	37	145
割合	51.7	7.6	3.4	0.7	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	4.8	25.5	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、145件中58件(40.0%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された58件において、学識経験者をメンバーとしているのは69.0%、弁護士をメンバーとしているのは67.2%、医師をメンバーとしているのは60.3%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置した	設置していない	合計
件数	58	87	145
割合	40.0	60.0	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県等	児童福祉審議会	法人・施設等	複数の主体で共同実施	その他	合計
件数	7	32	16	1	2	58
割合	12.1	55.2	27.6	1.7	3.4	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	合計
件数	29	11	11	5	0	1	1	0	0	0	58
割合	50.0	19.0	19.0	8.6	0.0	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県職員	児童相談所職員	弁護士	学識経験者	当該法人以外の施設関係者	医師	社会福祉士	その他	回答数
構成メンバー	14	11	39	40	34	35	3	36	58
割合	24.1	19.0	67.2	69.0	58.6	60.3	5.2	62.1	100.0



(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・一時的ではあるが複数児童に対して職員一人という状況であった。
- ・夜間は2ユニットにつき1人の宿直で、25人を1人で対応していた。
- ・他職員は加害職員を恐れて、不適切な行為を止めることができなかった。
- ・加害職員に対し、施設として適切な指導ができておらず、不適切な関わりへエスカレートしてしまった。
- ・加害職員の関わりに疑念を抱き、管理職員に指導及び改善を求めたが対応できていなかった。
- ・施設として被措置児童等虐待の意見や意向等を受け止め、反映する仕組みが十分に機能していなかった。
- ・管理職員へ報告・相談したが、職場環境の改善に向け組織的な取組に繋がらなかった。
- ・施設として虐待・権利擁護の意識の低さがあった。
- ・虐待防止に係る研修への全職員参加の徹底が不十分であった。
- ・新規採用職員に対する支援体制が薄かった。
- ・職員間で支援に対する姿勢や意識に差があり、統一した対応を取ることができていなかった。
- ・施設として被措置児童等虐待としての認識がなく、所管課への報告も発生から半年後であった。
- ・こどもの障害特性による理解を深めるための取組みが不十分だった。
- ・暴力や暴言、器物破損を行うこどもに対して、施設として職員に対し具体的な対応策を示しておらず、フォローもできていなかった。
- ・男性職員による女兒への不適切支援防止の取り組みは行っていたが、女性職員による事案が起きることは想定していなかった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅な勤務変更に加え感染拡大を防ぐため、少人数で対応しており人員的に余裕もなく相談しにくい状況だった。
- ・年度途中での離職者が生じたことで、当該ユニットの業務分担に偏りが生じていた。
- ・里親がこどもへの対応に苦慮していることは児童相談所も認識していたが、速やかに一時保護することができなかった。
- ・当該里親は遠隔地に居住しており、児童相談所のサポートを受けにくい状況にあった。

② 職員等

(感情の問題)

- ・加害職員は、自身の考える支援方針に固執しがちで、周囲をコントロールしようとする傾向があった。

- ・加害職員が感情的になってしまい、こどもに恐怖心を与えてしまった。
- ・加害職員は、怒りなどの感情をコントロールすることが苦手であった。
- ・加害職員は適応障害があり、気分の浮き沈みが激しいところがあった。
- ・加害職員は、こどもとの関わりにおいて、こどもの意見より自分の考えを優先する点があった。
- ・加害職員に加害行為を行った自覚が乏しく、加害行為が慢性化していた。
- ・加害職員は、当初冷静に対応していたが、こどもが感情的になるとこどもと同じレベルで感情的に接してしまった。
- ・こどもの不適応行動が長期にわたり続いたため、職員自身に余裕がなくなり、気持ちが昂った時に威圧的な態度で指導を行ってしまった。
- ・実子と里子の関係が悪く、養育の限界を感じながらも頑張りたいという思いに揺れ動く中で、里子が実子に悪影響を与える行動をしたことに対して、感情的になってしまった。
- ・こどもの不安定な様子に影響を受け、加害職員も精神的に参っている状況にあった。

#### (養育姿勢の問題)

- ・加害職員は、不適切な支援に対して、自身が不適切な関わりをしているという認識ができないことがあった。
- ・加害職員は、こどもに聞こえていてもおかしくない状況で不適切な発言をする等、配慮が足りていなかった。
- ・対応が困難なこどもが増え、加害職員は自身の支援能力が不足していると感じていたが、改善できていなかった。
- ・こどもの不適応行動を、瞬時に収めようとして不適切な支援に至ってしまった。
- ・身体接触を用いてこどもとの関係性を築こうとした。
- ・加害職員は、こどもの言いなりになり間違った行動をしたこどもを注意できなかった。
- ・こどもの障害に対する理解や専門的知識が不足していた。
- ・障害特性を理解せず、強引に指導することが支援であるとの誤った認識を持っていた。
- ・ふざけた態度でこどもと関わるがあった。
- ・こどもの失敗した行為に対し冗談として馬鹿にするような話し方が常態化していた。
- ・こどもの容姿をからかうような発言をし、職員としての軽率さが見られた。
- ・こどもが帰宅拒否になるまで追い詰め、受傷しても児童相談所への連絡を怠り、受診もしていないなど、養育姿勢自体が不適切であった。
- ・こどもを権利の主体として捉えておらず、理解を深めていく必要があった。
- ・熱心に支援を行っているが、個人的な思いが支援に入り過ぎていた。
- ・自己評価が高く理想を語るが実際にそのような支援はできていない。
- ・勤務経験が長く、養育に自信を持っていたこともあり、一人で対応しようとする傾

向があった。

- ・被措置児童虐待防止やこどもの権利擁護に対する職員の意識が不足していた。
- ・こどもの繰り返す行動への正しい対応方法が分からなかった。躰の観念が古く、体罰への認識が甘かった。
- ・加害職員は、職員の間違った養育を正すために、こどもの目の前で叱責するという誤った方法をとった。
- ・里父は里母の意向で里親になったが、こどもがあまり好きではなかった。
- ・里母の責任感が強く、里父との意見の相違等から負担が強かった。
- ・里親は、不適切な関わりに対して、里子自身の問題と捉え、里親側に問題があるとの認識が弱かった。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応

① 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

（単位：件、％）

	訓告・戒告・けん責	減給処分	停職処分・出勤停止	免職処分・懲戒解雇	諭旨解雇	嚴重注意	配置転換	処分検討中
件数	15	8	27	10	10	48	31	2
割合	13.6%	7.3%	24.5%	9.1%	9.1%	43.6%	28.2%	1.8%
	処分せず	業務負担軽減等の見直し	SV等による指導	心理治療・通院等	各種研修への参加	継続的な面接	被害児童等との関係再構築	
件数	38	17	26	1	54	33	17	
割合	34.5%	15.5%	23.6%	0.9%	49.1%	30.0%	15.5%	

※割合は115件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

② 具体的対応例（回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・虐待防止、権利擁護に関する施設運営改善計画を作成し、法人緊急理事会で審議・承認を得た。
- ・外部委員を加えた虐待防止委員会の開催や、関係自治体職員の虐待防止ワーキンググループの見学など第三者の目を入れた形での虐待防止対応検討を行った。
- ・学識経験者を交え臨時職員会議、事案の振り返りと再発防止についての検討会を行った。
- ・再発防止策を策定し、第三者委員を含めた虐待防止委員会へ報告して了解を得た。
- ・事案の発生原因・分析の結果、再発防止策を取りまとめ、職員へ回覧し周知した。
- ・職員会議において、虐待調査の報告及び今後の対応について説明した。
- ・月1回の再発防止委員会を実施した。
- ・施設内に設置されている委員会にて、虐待を行った職員の現場復帰までの進行管理を実施した。
- ・施設長が毎日、記録を確認し気になる記載がある場合は、直接、職員からの聴取を実施した。
- ・管理職員等による定例ミーティングを行い、問題が重篤化する前に早期解決できる体制を構築した。
- ・本園職員と地域小規模職員が情報共有を行い、協力、役割を果たしていくため定期的に処遇検討会議を開催した。
- ・こどもの見立てについて、ケースカンファレンスを行い、新規入所児童は入所1ヶ月後に必ず実施し、その他の児童は管理職員を含め協議により選定を行った。
- ・一時保護所と児童相談所担当者との観察会議において、児童への関わり等について

確認を行うことを徹底した。

- ・児童相談所や学校等関係機関と連携し、自立支援計画を活用した個別ケース会議を実施した。

- ・月1回、子ども会議にて、職員の報告のみにならないように、こどもが意見を言うことができる雰囲気づくりに努めた。

(スーパーバイズ体制、職員支援体制、自己点検等)

- ・基幹的職員より職員育成のためのスーパービジョンを定期的実施した。

- ・スーパーバイザーとしてフリーで活動できる職員を配置し、日常的に若手職員に対するOJTを実現できる環境を整えた。

- ・他施設管理職員からの助言等を受け、支援水準の更なる向上を目指す取り組みを実施した。

- ・管理職が中心となり、こどもとの信頼関係を構築するための取り組み、適切なコミュニケーションの取り方、チーム支援の徹底等を職員間で共有した。

- ・外部講師によるケース検討会議や研修を実施し、専門的助言を得る機会を設けた。

- ・毎月、職員会議等で人権擁護のためのチェックリストを活用し自己チェックを実施した。

- ・朝礼や児童記録から事例をピックアップし、対応のバリエーションを増やしていく取り組みを開始した。

- ・どのような対応が不適切であるのか等について文書にまとめ、職員間で共通理解を図った。

- ・人権侵害の防止・虐待防止・職員の姿勢に関する事など、職員自身のこどもに対する支援を振り返り、虐待防止に対する意識を高く持ち続けることを目的とし全職員で年2回の自己評価を行った。

- ・全国児童養護施設協議会のセルフチェックを年3回実施した。

- ・担当職員が加害職員と週に一度のフィードバック面接を実施した。

- ・メンター制度を導入し、個別支援を実施した。

- ・健康診断やストレスチェックの結果に基づき、必要に応じて産業医の面接・指導を職員が受けられる体制を構築した。

- ・職員が悩みを抱え込まないよう相談窓口を設置した。苦情やハラスメントについては、専用の窓口を設置し、職員が安心して働ける環境づくりに取り組んだ。

- ・苦情解決委員が、こどもへの支援について困っていることがないか現場職員に聴き取りを行った。

- ・こどもの支援に関することや、一時保護所の運営や組織運営のあり方に関する研修を実施し、組織方針に即した一体的な組織運営活動を再徹底した。

- ・設置者である市との定期的な情報共有及び運営に関するモニタリングを実施。市の関与を強化し、専門職によるコンサルテーションの体制整備を行った。

#### (勤務体制、リスクマネジメント等)

- ・児童が帰宅する夕方以降の時間帯に職員体制の強化を図った。
- ・特定の時間帯に職員が少なくならないよう、休憩時間を3班に分けるなどの見直しを実施した。
- ・ユニット会議の開催日を固定し、原則全ユニット職員が参加できるようシフト調整を行った。
- ・勤務形態間の引継ぎ方法は書面ではなく必ず対面で実施することとした。
- ・新規採用職員の夜間帯勤務について、採用後、暫くはペア制を取り入れ精神的負担軽減を図った。
- ・職員配置を複数人勤務にし、基幹的職員及び個別対応職員、心理療法担当職員が巡回できる体制を構築した。
- ・施設長が、管理者としての研修受講等によるスキルアップを図った。
- ・研修体制の確保や支援体制の構築を行った。
- ・施設長等が訪問によりホームの状況を把握し、再発防止を努めた。
- ・危機管理体制の再構築（初期対応フローチャートの作成）を行った。
- ・問題が生じた際や個別指導場面において、職員の感情が揺さぶられる場面の対応については、職員が複数人で対応することに加え、クールダウンする時間を設け感情コントロールしやすい環境を整えた。
- ・児童の起床時から就寝までの間、配置職員を増員する体制をとった。
- ・施設内での事故や事件が発生した場合の報告プロセスやマニュアルについて整備を行った。
- ・児童虐待に関して、従来よりも具体的な内容を記載した管理規定に改訂した。

#### (研修体制等)

- ・虐待や発達障害等の理解と対応について、経験年齢別に研修を実施した。
- ・施設内の権利擁護委員会が施設内虐待防止に関する研修を定期的に計画実施し、法的責任や刑法上の処罰に関する内容の周知徹底を行った。
- ・国がまとめた被措置児童虐待事例について、グループ討議を行った。
- ・本件に関する事例検討を行った。
- ・性教育プログラムを導入した。
- ・職員が境界線を意識できるように、愛着形成に課題のある子どもの特徴と支援の研修を実施した。
- ・一時保護所における支援の改善の取組について研修を実施し、業務遂行中でも確認可能なポケットサイズの一時保護所職員のためのハンドブックを作成した。
- ・新任職員の入職時に育成記録の記載方法について説明を行った。
- ・外部講師による行動障害への対応、アンガーマネジメント、CAP、CAREプログラムやトラウマインフォームドケア研修等を実施した。

- ・一時保護所の研修や、子どもの意見表明と参画について外部機関が実施する研修に参加した。
- ・各ホームに参考文献を配布して、期限を決めた必読書として職員のスキルアップを行った。
- ・法人として人材育成プログラムを作成した。
- ・職員間のコミュニケーションの質の向上のため、コミュニケーションワーク研修を実施した。
- ・職員のメンタルヘルスに関する研修を管理職員が中心となり定期的を実施した。

(記録、自立支援計画、マニュアル等の整備)

- ・「こどもへの身体接触及び夜間時の個別対応に関する対応指針」を改訂した。
- ・虐待及び虐待疑いが発生した際の報告をフローチャート化し、報告書を作成して文書記録を確実に残すようにした。
- ・こどもの記録について、新しいソフトを導入し、詳細な児童観察記録を職員間で共有できるようにした。
- ・職員全体研修（被措置児童虐待防止を含む）を、当該年度は1回増やし実施した。全4回のうち2回は外部講師を招いて実施。残り2回は全国児童養護施設協議会の倫理綱領・人権擁護のチェックリストを活用して職員の基本姿勢の確認を行った。
- ・マニュアルの確認と見直しを行い、既存の「危機管理マニュアル」に「暴力行為への基本的対応」の項目を盛り込んだ。
- ・入所時の支援計画の作成において、こどものニーズが確実に反映されるよう、個別の聴き取り時間を設け、これまで以上にこどもが意見表明しやすい仕組みを構築した。
- ・各ホームに新たに意見箱を設置した。
- ・こどもの行動を抑制する身体接触があった場合は、経緯や背景、接触箇所、接触時間を記録に記載することをマニュアルに追加し、職員全体に周知した。
- ・県児童福祉入所施設協議会の協力を仰ぎ、被措置児童等虐待を扱う専門部会を立ち上げた。
- ・不穏なこどもに対応する際の応援体制の見直しを行った。

【こども、保護者等への対応】

- ・事案発生直後、児童相談所と連携し、こどもと保護者に謝罪を行った。
- ・保護者に児童相談所から第一報を入れ、その後管理職・加害職員および児童相談所担当で直接保護者に謝罪を行った。
- ・里親のため、事実が確認された後の対応は児童相談所が行った。
- ・施設心理士を中心に児童相談所と連携してこどもへの心理的ケアに取り組んだ。
- ・児童相談所と施設が連携し、性被害児心理教育プログラムを実施した。
- ・毎月こどもからの聞き取りを丁寧に行い、担当職員だけでなく専門職や幹部職員が、こどもと面談等を行い、心身の状態を把握している。

- ・第三者委員1名が月1回施設を訪問し、希望する子どもと面接を行った。
- ・子どもの意見表明の場として、安全で安心な生活ができているかを把握するためにアンケートと個別面談を実施している。
- ・意見箱の利用促進を目的に、設置個所の変更及び増設を行い、意見箱の概要等について職員へ再周知した。
- ・施設内の権利擁護委員会が中心となり、子どもの権利擁護に関する取組を実施した。



(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

#### 【職員、体制面への対応】

(改善状況の確認等)

- ・文書にて改善指示事項を示すとともに報告を求め、改善状況の確認を行った。
- ・職員の権利擁護の再認識の取組について、確認を行った。・児童相談所からの改善の聞取りに加え、児童相談所所管課に対しても施設の状況の聞取り、改善状況の報告を求めた。
- ・半年間のモニタリングを実施した。
- ・定期監査で随時確認することにした。
- ・児童相談所に対して、児童のパーマネンシー保障の観点から、適切な支援の継続に努めるよう通知した。
- ・本庁所管課、児童相談所による職員へのヒアリング調査、状況把握のための実地調査を実施した。
- ・再発防止と改善に向けた対応ということで(1)里親委託に向けた選定・打診について(2)委託後の里親支援について(3)児童相談所の体制について、児童相談所に示した。
- ・施設指導監査において、施設内での事故や事件が発生した場合の報告プロセスやマニュアルの策定状況について確認を行い、助言を行った。

(スーパーバイズ体制、職員支援体制の整備等)

- ・行動上の課題が続くこどもへの対応は、早期にケース検討会議を開催して支援方針を共有し、暴力防止プログラム等の教育的アプローチを用いて行うことを求めた。
- ・こどもの障害に関する知識の再確認や支援方法の見直しを行い、職員の資質に応じた支援方法の研修の実施を求めた。
- ・不登校は、専門職を交えた事例検討会議を定期的で開催し、チーム内で方針を共有して支援することを求めた。
- ・職員が「境界線」を意識できるよう、愛着や性的虐待の理解を深める研修を受け、児童との適切な距離の保ち方についてのマニュアルを整備することを求めた。
- ・定期的にこどもへのアンケートを実施し、第三者委員の協力を得ながら管理職員がこどもの目線で改善を進められるような仕組みの構築を求めた。
- ・スポーツ大会や行事の現場などで不適切な対応が行われていないか、管理職員が練習や大会運営の実情を適切に把握することを求めた。
- ・職員に対する虐待防止チェックリストを作成し、定期的な実施を求めた。
- ・コロナ禍の影響により、入職時に従来のような研修を受けられなかった職員について、今後の研修計画を策定するなど、十分なフォロー体制を整えることを求めた。
- ・職員の勤務体制や業務の調整を行い、相談支援体制や教育体制、職員のストレス緩和に向けた取組について一層の工夫を図ることを求めた。

- ・すべての職員が積極的に意見できるように、職場環境の見直しをするよう求めた。
- ・地域の関係機関を含めた定期的な会議等を開き、児童相談所、フォスタリング機関のみならず関係機関による里親支援体制の充実を図るよう指導した。
- ・児童福祉審議会児童支援部会への報告を行い、各委員からの意見を当該施設へ伝達した。

#### (研修等)

- ・児童相談所、施設、里親等を対象にこどもの権利擁護に関する研修を開催した。
- ・職員が「境界線」を意識できるように、こどもとの適切な距離の保ち方等について具体的な留意点を取りまとめて職員会議で周知徹底し、「愛着」や「性的虐待」の理解を深める研修を実施した。
- ・職員が「感情コントロール」できるように、「アンガーマネジメント」や「人権」の研修を実施した。
- ・被措置児童等虐待について全職員に研修を行い。被措置児童等虐待が疑われる開示を受けたときの対応や報告までの流れをマニュアル化し、毎年年度初めに研修を実施した。
- ・発達障害、トラウマインフォームドケア、ペアレントトレーニングなどを学ぶ研修を実施し、職員の専門性向上に資する取組を強化した。
- ・職員の支援スキルの向上に向けて、精神科医師や外部の専門家による個別ケースのスーパーバイズ体制を整備した。
- ・職員が抱え込むことがないよう、チームアプローチ研修や事例検討を行った。
- ・グループワークを取り入れた研修を行い、職員間の関係性の改善や風通しが良くなるよう対応していることを確認した。
- ・職員の経験年数や職種に応じた研修体系を構築した。
- ・里親登録前、更新研修時に「被措置児童等虐待」に関する講義について、具体的な事例を用いて実施した。
- ・里親とファミリーホームを対象とした研修の開催を増やし、養育に悩んだときにフォスタリング機関や関係機関に頼ることの大切さや必要性を伝えた。

#### (その他)

- ・施設が定める職員の基本姿勢等のルールの見直しや、被措置児童等虐待に関する周知徹底を実施するよう指導した。
- ・客観的に日々の支援を振り返るためにセルフチェックシートを用いるなど、こどもの権利擁護の視点から不適切な関わりの未然防止を図ることを求めた。
- ・実習生等に対してアンケート調査を実施し、現場の支援の実態把握や施設運営に有効に活用することを求めた。
- ・施設の引き継ぎ方法や内容の見直しを行った。
- ・児童相談所の里親委託と里親支援について課題が認められたため、内部検証結果を

自治体内の児童相談所間で共有した。

- ・他施設等への視察研修を行い、幼児の食事支援について検討することを求めた。
- ・身体接触を伴う支援の記録は、接触の必要性を判断した理由、背景、接触箇所、こどもの状況、保護者や児童相談所への報告状況等、詳細な記録を周知徹底するよう求めた。
- ・職員が安心して勤務できる環境や、発言しやすい会議開催について改善を求めた。
- ・入所児童のパニックによる暴力から職員の安全を守るための方法や、職員のメンタルケアの実施を指導した。
- ・入所児童への定期的な性教育を実施するよう指導した。

#### 【こども、保護者等への対応】

- ・一時保護で安全を確保してから被害事実の聴き取りを行い、その後に心理教育プログラムを実施した。
- ・都道府県と児童相談所が連携し、施設からこどもと保護者に謝罪するよう求めた。
- ・被虐待経験に対する心理治療と、こども自身のソーシャルスキルトレーニングを目的として児童心理治療施設へ措置変更した。
- ・児童相談所から保護者に県の調査結果を説明した。
- ・家庭引取り後、児童相談所で定期的に心理的ケアを含む各種支援、保護者へのフォロー等を実施した。
- ・保護者アンケートを継続実施し、結果をもとに支援の改善を図っていることを確認した。
- ・支援状況の把握を目的として、こどもと職員全員への追加調査および保護者アンケートを実施した。
- ・全入所児童に対する再アセスメントと個別支援計画の見直しを行い、計画に沿った支援を実施していることを確認した。

### 3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は59（75.6%）であり、行っていない自治体は19（24.4%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は53（67.9%）であり、していない自治体は25（32.1%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は60（76.9%）であり、していない自治体は18（23.1%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は75（96.2%）であり、していない自治体は3（3.8%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所前に児童等に説明している自治体が74（94.9%）、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が74（94.9%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、相談先電話番号の記載がされた子どもの権利ノート等を活用している自治体が74（94.9%）、切手を貼らずに投函できるハガキを渡している自治体が54（69.2%）、届出ができるような意見箱を設置している自治体が56（71.8%）、定期的なアンケートをとっている自治体が17（21.8%）等であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、38（48.7%）であり、実施していない自治体は40（51.3%）であった。

	78 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	59	19
2	職員への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	53	25
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	60	18
4	施設・里親への周知	75	3
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知		
①	児童相談所職員が入所前に周知	74	4
②	児童相談所職員が入所後に周知	64	14
③	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	67	11
④	児童相談所職員が権利ノート等を活用して周知	74	4
⑤	掲示物等で周知	29	49
⑥	その他	4	74
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキをこどもに渡す	54	24
②	相談先電話番号の記載がされた子どもの権利ノート等を活用している	74	4
③	意見箱の設置	56	22
④	定期的なアンケート	17	61
⑤	その他	9	69
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	38	40

## (別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

### 1. 身体的虐待

#### 【乳児院】

- ・外遊びに連れていく際、担当するこどもから顔を叩かれたことに対し、加害職員はこどもの顔を叩き返した。
- ・他児も一緒に食事をしている際に、ふざけるこどもに対し、加害職員は声を荒げて注意し、叩いた。
- ・就寝中の授乳時、ミルクが上手く飲めず体を反って泣き続けるため、加害職員が強く握って抱きかかえたところ、右腕にうっ血と痣できてしまった。

#### 【児童養護施設】

- ・起床時に他児とふざけ合い注意しても止めないこどもに対し、加害職員は感情的になり両腕をつかみ部屋の入口まで移動させ、つかんだ部分が内出血した。
- ・加害職員は、勝手に菓を出して遊んでいる幼児の腕を強くつかんで座らせ、頬を抓って大声で注意した。
- ・自分の言っていることの意味を分からせるために、加害職員はこどもの首に紐を一周させ自身で絞めるよう指示した。
- ・危険な遊びをしていたこどもに対し、注意をしても聞かなかったため、段ボールを丸めて頭を叩いて静止させた。
- ・アダルト画像を視聴するためにタブレットやパソコンを盗んで捨てていたこどもに対し、度が過ぎた行為だと思った加害職員が手をあげた。
- ・加害職員は、こどもと一緒に視聴したユーチューブ動画を真似てカルピスの原液を一气飲みするよう持ち掛け、飲み干したこどもが嘔吐した。
- ・他児の玩具を無断で使用して壊したことを注意する際に、こどもの額に頭突きをした。
- ・加害職員は、部屋の片づけをせずに遊んでいたこどもの耳を引っ張りながら部屋に連れて行き、泣き始めると口を手でふさぎ、髪の毛を引っ張った。
- ・幼児数人が一緒に入浴した際に、テンションが上がり排尿をしたりふざけたりし始めた。それを加害職員が口頭で注意しても止めないため、掃除道具でこどもの頭を叩いた。
- ・加害職員は他児を叩いてしまうこどもに対して、叩かれると痛いということを分かってもらおうと、こどもの手の甲を叩いた。
- ・不穏になったこどもが車を殴っていたため止めようとした際、こどもから暴言を言われたことでカッとなり、頭を拳で叩いた。
- ・マスクを着用するよう幼児に促したところ、幼児は箱からマスクを取ろうとして全部落としてしまった。加害職員は咄嗟に「何をしているの」と叱責し、平手で頬を叩いた。

#### 【児童心理治療施設】

- ・不穏な状態が続いていたこどもの行動化がエスカレートし、加害職員が押し倒した際に腕に痣ができた。

### 【児童自立支援施設】

- ・発達障害のあるこどもが、球技大会中に声援でパニックになりコートから出ようとした際に、加害職員は大声で厳しく注意ながら背中を強く突き飛ばして押し戻した。
- ・運動が苦手なこどもに対し、罵倒しながらランニングを強要した。

### 【里親】

- ・友人と遊んで深夜に帰宅したところ、里親に締め出され家に入れてもらえなかった。
- ・無断外泊したこどもに、里母は胸倉を掴み部屋まで引きずり、頭や顔を強く叩き蹴った。
- ・朝食を食べるのが遅いことに感情的になった里母は、こどもの頬を叩いた。
- ・こどもが宿題を捨てていたことが里親に見つかり、里母から暴言をはかれ、里父からは拳で殴られた。他にも暴力が頻繁にあったことが分かった。
- ・こどもの宿題を見ていた里母は、学習する態度の悪さにいら立ち、胸倉を掴んで頬を叩いた。
- ・こどものことを可愛く思えず、里親の実子や飼い犬に攻撃的になった際に臀部を叩いた。
- ・こどもが就寝時間になっても寝ないため、ストレスが溜まっていた里父は臀部を叩いた。
- ・こどもが嘘を隠そうとするため、里母が感情的になり叩いたり髪を引っ張ったりした。
- ・言うことを聞けない里子に対し、養育の限界を感じた里母が頬をつねる、洋服を引っ張るなどの行為を行い首に痣ができた。
- ・指示に従わないこどもに対し、里親は頭を叩き包丁を床に投げつけて威嚇した。
- ・癩癧を起こしたこどもが里母の腕を叩いたところ、叩かれると痛いことを教えるために里母がこどもの手を叩いた。
- ・机の上に足を乗せ反抗的な態度をとる里子に対し、顔を抑えて頬を叩き、頬に指の跡が残った。
- ・里母とこどもの喧嘩の仲裁に里父が入った際に、こどもが謝ることが出来ず黙っていたため、手足を引っ張り里母のもとへ連れて行った。
- ・こどもが指示に従わないとの理由で、里親は叩く、蹴るなどの体罰をした。

### 【ファミリーホーム】

- ・お漏らしをしたこどものお尻を叩いた。
- ・窃盗等の非行行為を行ったこどもに対し、おもちゃのバットで足を叩いた。
- ・パジャマを鼻血で汚してしまったことを正直に言わないこどもに腹が立ち、お尻を叩いた。
- ・何度も水筒を壊したこどもに腹を立て、頭を拳骨で叩いた。
- ・物差しを折っていないと嘘をついたこどもに対し、加害職員が折れた物差しを手の甲に押し当てて、傷がついた。
- ・指示に従わないこどもに対し感情的になった加害職員は、こどもを裸足のまま外へ放り出し部屋の鍵をかけて家の中に30分程入れないようにした。
- ・服に落書きをしたこどもに対し、太ももを2回叩いた。
- ・こどもがいうことを聞かないため、部屋に閉じ込め叩く、蹴るなどした。

#### 【障害児入所施設】

- ・こどもの態度が悪かったため、加害職員が「人に頼むときの態度が悪い」と指摘したところ、苛々が頂点に達したこどもが職員の頬を勢いよく叩いた。それに対して加害職員は、胸倉や髪の毛を掴んだ。
- ・こどもと他児の喧嘩に仲裁に入った加害職員は、謝罪しないことにカッとなり顔を掴んで壁に押し付け首を絞めた。
- ・こどもが加害職員に抱きつこうとしたため押し返したところ、横にあったフェンスにぶつかった。
- ・朝から不穏だったこどもの布団を加害職員が剥ごうとしたところ、反動でこどもの頭が壁にぶつかり痣が出来た。
- ・こどもが殴るような素振りで拳を眼前で寸止めしたことに対し、加害職員は冷静さを失いこどもの頬を平手打ちした。

#### 【児童相談所一時保護所】

- ・髪染めのルールを確認していたにも関わらず、職員間の周知徹底が図られておらず必要のない髪染めをさせてしまった。
- ・こどもが指示に従わないため、加害職員が洋服を引っ張ったところ、椅子から転倒して指を負傷した。
- ・こどもがふざけながら走り回っており、加害職員が注意しようと洋服を引っ張ったところ、首が圧迫された。
- ・こどもが廊下でうずくまって動かなくなってしまう、加害職員は一人残してその場を離れることが出来ないと考え、腕を引っ張り引きずったところ内出血した。

## 2. ネグレクト

#### 【里親】

- ・こどもの態度がひどいことを同居人が問い詰め刃物を持って挑発したところ、こどもは挑発に乗り腕を傷つけ負傷した。里親はその場にいたが、安全を守る行動を取ることができなかった。
- ・里母は長期不在が多く、家の中は足の踏み場がないほど乱雑で臭いもひどい状態であった。

## 3. 心理的虐待

#### 【乳児院】

- ・加害職員は、こどもの身長では中から出られない洗濯室に被害児等を一人で放置した。

#### 【児童養護施設】

- ・加害職員は、夕食を食べ終わっていないこどもに早く食べるよう注意し、こどもの手が届くくらいの距離から包丁を顔に向けた。
- ・自分で布団を畳む方針になっていたため、2時間にわたり幼児に布団を畳むことを説得し続けた。
- ・「死ぬから飛び降りる」と言ったこどもに対し、加害職員は「そこからじゃ死なないから、どうぞ」と返した。その後、こどもは2階の窓から飛び降りケガをした。



- ・加害職員は、こどもがゲームで負けて物に当たるのを止めに入った際に殴られ、「止めないのであればゲームを壊す」と言ってゲーム機を投げて壊した。
- ・一日に何度も排泄を失敗するこどもに対し、加害職員は「これからウンコと呼ぶね」と言った。
- ・こどもに対し、容姿をけなすなどの不適切な対応があった。
- ・時間に遅れたこどもに対し、加害職員が強い口調で厳しく叱責したため、怯えて生活するようになった。
- ・加害職員は、複数のこどもに対して「クソガキ」と言った。
- ・加害職員は他の職員の悪口をこどもの前で言ったり、こどもの容姿をからかうような発言をしていた。
- ・加害職員は、こどもの目の前で他の職員を怒鳴って注意し続け、恐怖を与えた。

#### 【児童自立支援施設】

- ・指示通りに行動できないこどもに対し、加害職員は「お前ら頭悪いな」と言ったり、救急車のサイレンの音が聞こえた際に「迎えが来たよ」と言った。
- ・こどもがパニックを起こして暴れた際に、加害職員は威圧的な態度で行動を抑制した。

#### 【里親】

- ・こどもが自傷行為を行った際に、包丁を持ち出し脅した。
- ・里親は食事や学習について、日常的にこどもに対して心理的圧迫行為を行っていた。

#### 【ファミリーホーム】

- ・こどもがうるさい時や、壁を蹴るなどの行為があった際、日常的に大声で叱り恐怖感を与えた。

#### 【障害児入所施設】

- ・加害職員はわざと難しいクイズを出し、解けないこどもに対して馬鹿にするような話し方を繰り返した。
- ・時間になっても入浴しないこどもを注意するうちに、加害職員の口調が徐々に強くなり、最終的に暴言を発した。
- ・こどもがミスをしたことに対し、「余計なことをするな。クソガキ」と大声で怒鳴った。
- ・こどもは、加害職員から下ネタを言われたと他の職員に相談した。注意を受けた加害職員は、こどもを強い口調で叱責した。
- ・家族面会から戻った際に、こどもの荷物を家族から加害職員が受け取った。その後こどもへ渡そうとして拒否されたことに対し、加害職員は強い口調で「俺はお前の奴隷じゃない」と言った。

## 4. 性的虐待

#### 【児童養護施設】

- ・加害職員は、宿直時にこどもを部屋に呼び性器を触ったり、トイレでは排便中の様子を見たりする行為があった。

- ・洗濯物を干している時に、加害職員がこどもの服の上から性器を触った。
- ・加害職員は、こどもと SNS で連絡を取り施設外で会うことを約束して、自宅でキスをした。
- ・加害職員は、こどもと 2 人きりになった際、頭をなでたり、肩を組んだり、ハグをするなどしていた。
- ・加害職員は、中高生の複数のこどもに対し、陰部を直接接触させたり性行為を行っていた。
- ・加害職員がこどもに性加害を行い、口止めとしてスマートフォンを貸していた。
- ・二人きりになった部屋で加害職員がこどもを抱きしめて「大好きだ」と言った。
- ・こどもから相談を受けた際に、加害職員は手の甲や首にキスをした。

#### 【ファミリーホーム】

- ・養育者はこどもの舌や唾を舐めた。
- ・養育補助者がこどもと性行為を行った。

#### 【障害児入所施設】

- ・こどもが夕食中に加害職員が下ネタの替え歌を歌った。
- ・加害職員の宿直時、こどもが宿直室来た際に中に入れ、一緒に布団に入りキスをした。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成23年度～令和4年度)

○届出・通告者

(単位:件、[ ]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員・受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
令和元 年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和2 年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	42 [10.8]	10 [2.6]	389 [100]
令和3 年度	105 [26.7]	12 [3.1]	38 [9.7]	137 [34.9]	10 [2.5]	11 [2.8]	5 [1.3]	3 [0.8]	8 [2.0]	6 [1.5]	49 [12.5]	9 [2.3]	393 [100]
令和4 年度	114 [26.1]	8 [1.8]	52 [11.9]	146 [33.4]	6 [1.4]	11 [2.5]	8 [1.8]	3 [0.7]	11 [2.5]	3 [0.7]	66 [15.1]	9 [2.1]	437 [100]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、  
29年度:277件、30年度:246件、令和元年度:290件、令和2年度:372件、令和3年度:387件、  
令和4年度:422件

※児童相談所及び児童家庭支援センター、児童委員・民生委員はその他に含む

## ○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]
令和2年度	121 [31.3]	217 [53.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]
令和3年度	131 [30.5]	203 [47.2]	57 [13.3]	391 [90.9]	0 [0.0]	39 [9.1]	430 [100.0]
令和4年度	145 [27.8]	286 [54.8]	66 [12.6]	497 [95.2]	0 [0.0]	25 [4.8]	522 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[%])

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
令和元 年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和2 年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]
令和3 年度	5 [3.8]	69 [52.7]	2 [1.5]	8 [6.1]	21 [16.0]	20 [15.3]	6 [4.6]	131 [100.0]
令和4 年度	4 [2.8]	77 [53.1]	1 [0.7]	3 [2.1]	30 [20.7]	26 [17.9]	4 [2.8]	145 [100.0]

## ○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合 計
23 年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24 年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25 年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26 年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27 年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28 年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29 年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30 年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和2年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]
令和3年度	68 [51.9]	4 [3.1]	39 [29.8]	20 [15.3]	131 [100.0]
令和4年度	80 [55.2]	4 [2.8]	47 [32.4]	14 [9.7]	145 [100.0]

## 参考2 関係条文

### 児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

**第33条の10** この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

**第33条の11** 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

**第33条の12** 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるも

のと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

**第33条の13** 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

**第33条の14** 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第1項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

**第33条の15** 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項



について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

**第33条の16** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

**第33条の17** 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

### 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

**第36条の30** 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
  - ニ 一時保護施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

## 被措置児童虐待対応の流れ(イメージ)

